

## 気仙沼市立病院産婦人科 常勤医師着任に伴い診療体制及び診療内容を変更します

- 市立病院の産婦人科は、東北大学医学部産婦人科医局からの派遣医師により診療を行っており、令和6年4月から、非常勤医師2名（3～4か月交代1名と2週間交代1名）による診療体制となっていました。
- この間、市及び市病院事業局では同医局に対し、常勤医師の長期的配置を要望してきたところですが、この6月から相当程度長期に配置される常勤医の派遣を受け、常勤医師1名と非常勤医師1名（2週間交代）の計2名による診療体制となりました。
- ※ 6月中は、引継期間として、一時的に常勤医師2名と非常勤医師1名の計3名体制です。
- この体制変更により、これまで他の医療機関への紹介で対応してきたハイリスク分娩（予定される帝王切開など、医療介入がなければ正常に分娩が終わらないお産）を市立病院で行うことが可能となりました。
- ※ 希望により、引き続き他の医療機関への紹介も可能です。
- 母体及び胎児の状態により、当院で対応することのできないハイリスク分娩には、従前どおり他の医療機関への紹介で対応いたします。  
その際には、市の「出産時交通費等助成事業」（今年度から制度開始し、現在開会中の市議会（6月定例会）に制度拡充の補正予算を提案）を活用いただくことが可能です。
- 既に、分娩について他の医療機関に紹介された場合であっても、妊婦本人の意向と母体の状態次第で、市立病院での分娩について調整することも可能ですので、紹介先医療機関の主治医・担当医に御相談ください。
- 令和5年9月から実施している婦人科分野の診療内容の変更については、当面は変更内容を継続し、安全な医療提供の確保を最優先に、再開時期を調整してまいります。

※ 継続中の婦人科分野診療内容

- ① 婦人科検診については、これまでと同様に行います。
- ② 婦人科分野に係る手術のうち、子宮筋腫、卵巣腫瘍などについては、市立病院では行わず、他の医療機関に紹介します。
- ③ 婦人科分野に係るがん化学療法についても、他の医療機関への紹介を基本としますが、通院への負担が大きいことから、御本人の意向を確認の上、市立病院での治療も可能とします。

■ 引き続き、市域における周産期医療の確保と良質な医療の提供に努めてまいりますので、市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。